部長及び参事官　　地域発第292号
殿　　（交企）
所　属　長　　平成28年８月18日
10年保存（口訓）
本　部　長

救急病院等の認定審査に関する調査等について（通達乙）

県知事が行う救急病院等の認定の審査に際しては、「救急病院等の認定審査に関する調査等について（通達）」（昭和62年２月23日高外発第74号、高交企発第121号）にもとづき運用しているところであるが、公文書管理規程の改正に伴い、当該調査に関しては、引き続き通達のとおり実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

１　意見申述の内容の調査

救急病院等の認定の審査に当たっては、当該病院又は診療所の所在する地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況を勘案して行うとともに、警察本部の意見を聴くよう配慮すべきこととなっている。したがって、県知事から意見の申述を求められた場合は、当該救急病院等の管轄警察署に個別にその内容の調査方を指示するので、別表「救急病院等に関する新規・更新の認定調査表」により調査報告すること。

２　調査に当たっての留意事項

調査の内容は、警察の意見申述の基準を示したものであるので、調査に当たっては幹部自身により行うものとし、実地踏査や直近の統計資料を活用するほか、専務幹部等と十分協議するなど、認定資料としての客観性を確保しておくこと。

３　救急病院等の資料化とその活用

県知事は、審査の結果、救急病院等に認定した医療機関については告示するとともに、警察本部にその旨を通知することとされているので、この通知を受けた場合は、関係警察署に連絡することとする。

連絡を受けた関係警察署にあっては、次により警察行政に有効に活用すること。

(1)　関係警察署は、管轄交番又は駐在所に連絡すること。

(2)　警察署、交番及び駐在所は、救急病院等について警察行政上必要な事項（所在地、管理責任者、医師の氏名、連絡先、診療科目等）をあらかじめ掌握し、これを資料化して常に活用できるよう整備しておくこと。

(3)　(2)により整備された資料は、これを積極的に活用し、次のような警察諸

活動の推進に資すること。

ア　一般人、傷病者等からの問合せ、救急病院等被収容者の家族等への連絡等に当たって、救急病院等への道順、交通機関、所要時間その他所要の事項について迅速、適切に教示等を行い良好な公衆接遇の推進を図ること。

イ　各種事故が発生した場合において、傷病者に対する適切な救助活動を行うため、事態に応じ、負傷者を直ちに警ら用無線自動車等により、又はタクシー等に運搬を依頼しこれを先導することにより、救急病院等に迅速に搬送すること。

ウ　急病人等応急の救護を要すると認める者を発見した場合において、当該急病人等に対する適切な救助活動を行うため、イと同様の措置を講ずること。

エ　救急病院等が医療を行うため必要な医師又は医療に必要な医薬品等を緊急に搬送する必要が生じた場合に、要請を受けて、これらの医師又は医薬品等を警ら用無線自動車により又はこれらを運搬する車両を先導することにより救急病院等に迅速に搬送すること。

オ　緊急自動車等による傷病者等の円滑な搬送に資するため、平素から救急病院等の周辺における地理状況を把握しておくとともに、緊急自動車等による傷病者等の搬送を認知した場合には、当該車両の円滑な運行に資するための救急病院等の周辺で交通整理及び緊急自動車等の誘導に努めること。

4　救急病院等の休診

病院群輪番制、在宅当番医制の充実している地域等においては、救急病院等は、関係者の協議により交替で、休日夜間等において休診とすることも許されているので、この措置につき警察機関に協議があった場合は、当該地域の救急医療の確保に支障がないかどうか前記１に準じて意見を申し述べるものとする。

なお、救急病院等が休診とされる場合には、県医務課はあらかじめ各救急病院等の休診の時間帯を警察機関に連絡することとされているので、この連絡を受けたときは、警察署相互の連絡を密にして、前記３に準じて、これを警察活動に有効に活用すること。